

プロジェクト『 TOUKAI (東海・倒壊) -0 』

昭和56(1981)年5月31日以前に建築(着工)した木造住宅は
無料の耐震診断が受けられます。

無 料

わが家の
専門家診断



耐震補強計画



耐震補強工事

建築住宅課へお電話ください。 電話番号 82-4224
静岡県耐震診断補強相談士が市から派遣されます。

倒壊の可能性があるとは診断された場合(耐震診断の上部構造評点1.0未満)
補強計画、補強工事にも補助制度があります。

補 助 金

- ・上限9万6千円(一般世帯)
- ・上限14万4千円(高齢者等世帯)※

補 助 金

- ・上限50万円(一般世帯)※
- ・上限70万円(高齢者等世帯)※

高齢者等世帯・・・65歳以上の高齢者のみ、または身体障害者などが居住する世帯
※平成28年4月より、木造住宅の耐震補強工事等の補助額を拡大しました。

危険なブロック塀等の撤去・改善(新設)費用の補助制度について

地震の発生時に、ブロック塀の倒壊による災害を防止するため、撤去や改善(新設)をする費用の一部を助成します。

撤去の場合	対象区域	市内全域
	補助額	工事費(撤去費)と塀の長さ1mにつき、8,900円をかけた額を比較して、いずれか少ない方の額の2分の1(最大10万円)
改善(新設)の場合	対象区域	緊急輸送路、避難路又は避難地に面するもの
	補助額	工事費(新設費)と塀の長さ1mにつき、38,400円をかけた額を比較して、いずれか少ない方の額の2分の1(最大25万円)

※対象となるブロック塀等は、道路に面し、高さが60cmを超えるものに限りです。

撤去してしまうと補助対象となりません。壊す前に建築住宅課へ連絡を!

問 合 せ 先	御殿場市役所 建築住宅課 建築指導スタッフ
	〒412-8601 御殿場市萩原483番地
	電話番号 (0550)-82-4224 (直通)
	FAX番号 (0550)-70-1030 (専用)
	メールアドレス kenchiku@city.gotemba.shizuoka.jp